7 昭 産 建 第 6 7 号 令 和 7 年 3 月 1 2 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

昭和村長 舟木 幸一

市町村名			昭和村	
(市町村コード)			07446	
地域名	野尻			
(地域内農業集落名)		(	)	
協議の結果を取りまとめた年月日		令和7年2月17日		
		(第1回)		

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

#### 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

水田の担い手は中心経営体で十分確保できており水田農地の継承に支障はないが、畑は過去に集落営農によりソバの作付けを行なっていたものの高齢化や人員不足等により組織が解散となり、以降は集落の多面的活動の一環で景観形成作物を作付けしている。この活動は収益性が生まれないものであることから、継続性が見込みにくい状況となっている。

# (2) 地域における農業の将来の在り方

水田の農業リタイア・経営転換するものは原則として農地中間管理機構に貸付し、担い手の分散作圃解消のため、集積・集約を図る。離農した農地の新たな担い手は、小字ごとの中心経営体に貸付し、流動的に農地の集積・集約を図る。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

# (1) 地域の概要

区	域内の農用地等面積	45 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	34 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	34 ha

#### (2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、今後耕作が困難な農地 (山際の農地等)については保全管理とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

_	(1) 曲田地の住住、住幼儿の七年
担	(1)農用地の集積、集約化の方針
	い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員と農地相談員と調整し、農
坩	2バンクを通じて進める。
_	
_	(2)農地中間管理機構の活用方針
1	型い手への集積時に農地中間管理事業を活用する。
	(3)基盤整備事業への取組方針
	(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
圠	2域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、村及びJAと連
拸	し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
H	(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
卜	《下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)
J	①鳥獣被害防止対策 □ ②有機・減農薬・減肥料 □ ③スマート農業 □ ④畑地化・輸出等 □ ⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等
	【選択した上記の取組方針】
(1	)村や猟友会と有害鳥獣の発生及び被害状況の情報を共有し、電気柵の設置における箇所選定や方法につい
7	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -